

■プラスチック材質表示識別マーク



資源有効利用促進法に基づき、
清涼飲料・特定調味料・酒類のPET材質のボトル
に表示が義務付け



- ・上の2～7の材質のものは任意表示で法的表示義務は無い
- ・この材質識別マークは1989年に米国プラスチック産業協会 (Society of Plastics Industry) SPIが、プラスチック廃棄物の効率的な分別や収集促進のため制定されたものでSPIコードと言われ、日本もこのSPIコードに準じた様式を使用